

意見書

平成19年2月26日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう しーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条により、平成19年1月26日付け情審通第9号で公告された「コ
ロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(案)に関し、別紙のと
おり意見を提出します。

はじめに、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(案)(以下、「答申(案)」という。)に関しまして、今回このような意見提出の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いいたします。

| 章 | | 具体的内容 |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 序章 接続ルール整備の必要性 | | |
| 第1章 第一種指定電気通信設備の対象範囲の見直し | 1. 第一種指定電気通信設備の指定方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 答申(案)で取り纏められているとおり、第一種指定電気通信設備の指定方法については、引き続きネガティブリスト方式を採用することに賛同します。 ● 第一種指定電気通信設備の範囲については2007年度から運用される競争セーフガード制度の中で定期的に検証されることが必要であると考えます。 ● なお、第一種指定電気通信設備の指定等の制度の運用にあたっては、NTT 東西の更なる情報公開を徹底させる等、より公正かつ透明な手続きが確保されることが必要であると考えます。 |
| | 2. 地域 IP 網等に対する指定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域 IP 網等(地域 IP 網並びにメディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)及びスプリッタといった装置類、メガデータネット等のデータ通信網、局内光ファイバ)について、第一種指定電気通信設備の指定を解除することは不適當とする答申(案)に賛同します。 ● NTT3 社より、「他事業者は自らルータ等の局内装置を既に設置し、独自のIP網を構築しており、接続料を設定したものの、NTT東西の設備・ネットワークを利用するケースはほとんど皆無である」との意見が寄せられていますが、そもそも地域 IP 網に OSU 共用等の適切な接続点が設定されていないため、実質的に接続事業者による利用 |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| | | <p>ができないというのが現状です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従って、地域 IP 網は第一種指定電気通信設備に指定されているが、開放の内容が不十分のため、OSU 共用化の実現等、開放ルールについての見直しが必要であると考えます。 |
| <p>第2章 接続料の算定の見直し</p> | <p>1. 接続料と利用者料金 の関係の検証(スタックテスト)に係る 見直し</p> | <p>1)スタックテストの位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 答申(案)で取り纏められているとおり、接続料の適正性を検証する手段として、スタックテストの実施を接続料規則に規定することに賛同します。 ● また、スタックテストにおいて、現状見込まれていない営業費相当分を含めて検証を実施することにより、市場支配的事業者によるサービスの小売料金が、電気通信事業法第 29 条第 5 項の不当な料金に該当するかの検証手段にも活用可能であると考えます。 <p>2)スタックテストの運用ルールの見直し</p> <p>ア スタックテスト運用の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料が小売料金を上回る場合等、スタックテスト上の基準が満たされない場合には、当該事業者はその論拠を提示させるとともに、何らかの是正措置をとることが必要であると考えます。 ● 当該事業者から提示される論拠の妥当性及び是正措置の内容については、広く意見を募集する等、透明性を確保したスキームによって決定されるべきと考えます。 <p>イ スタックテストの検証区分・対象範囲</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ● スタックテストは、できるだけ細分化して実施する必要があると考えます。特にNTT東西のシェアが拡大する一方である「フレッツサービス」を細分化し、検証することに賛同します。 ● 「実績原価方式」により算定された接続料についても、接続事業者への影響が大きいため、全てスタックテストの対象範囲とすることが適当と考えます。 ● 特に、今後の加入者回線網の中心となるシェアドアクセス等の光アクセス回線については、スタックテストの対象とすることが必須と考えます。これにより、従来の市場支配的サービス領域から今後中心となるサービス領域への内部相互補助が行われていないか等について、厳格に検証される必要があると考えます。 <p>ウ スタックテストの検証方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料の適正性を検証する手段として実施されるスタックテストは、接続料の認可審査時に透明性を確保した上で、実施されることが必須であると考えます。 ● スタックテストの検証においては、接続料に営業費相当分のコストを加えて行うことが必須であると考えます。 ● 営業費相当分の検証にあたっては当該サービスに係る全体の営業費を考慮すべきであり、販売促進費等のコスト回収期間を勘案している費用についても、前述の内部相互補助を検証するため、スタックテスト実施の際に加味される必要があると考えます。 ● また、営業費相当分の内容及び、その妥当性については、現在開催されている「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」とも連携の上、データの把握方法等について具体的なルールが整備される必要があると考えます。 |
|--|--|---|

| | | |
|--|--------------------|--|
| | | <p>エ スタックテストの透明性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スタックテストの検証内容及びその結果については、全ての情報を開示することが必要であると考えます。また、開示された情報について広く意見を募集する等、透明性を確保したスキームによって、その妥当性が判断されるべきと考えます。 ● 営業費相当分はNTT東西の経営情報ではありますが、透明性を確保するため可能な限り公表されるべきであり、答申(案)にあるように接続料と営業費相当分の合計額が小売料金を上回っているか否かを示すだけとすることは不十分であると考えます。たとえ営業費相当分の情報を全て開示することが困難であったとしても、最低限接続料と営業費相当分の合計額と小売料金の差については、その水準を公表すべきと考えます。 ● 今後策定される「スタックテストの運用に関するガイドライン(仮称)」において、可能な限り具体的な運用方法が規定されるよう検討され、透明性を確保した運用が実現される必要があると考えます。 |
| | 2. 事後精算制度の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ● 事後精算制度の見直し方法として、案③を採用する場合、NTT東西は接続料コストが完全に回収できることから、過剰な報酬を得ることのないよう、接続料算定に用いられる自己資本利益率は、リスクフリーレートを適用する必要があると考えます。 ● NTT東西の設備利用効率に係るリスクについては、NTT東西の接続料算定において勘案すべきものではないものと考えます。 |
| | 3. 接続料債務の不履行リスクの扱い | <p>ア 貸倒損失の接続料原価への算入</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通常、債務の不履行リスクは契約の当事者間の判断に基づき負われるべきものであり、接続料の貸倒損失を接 |

| | | |
|------------------------------|------------------------------------|---|
| | | <p>続料原価に算入させるべきではないと考えます。</p> <p>イ 網改造料の債権不履行リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 債権不履行リスクを回避するために、網改造料の費用回収方法を一括前払いとする必要性が認められないとしている答申(案)に賛同します。 |
| | <p>4. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● FTTH 市場における NTT 東西の独占化が進んでいるため、NGN は当然ながら、地域 IP 網においても、早急に OSU 共用化による公正競争環境を実現することが必須であると考えます。 ● OSU 共用化による分岐端末回線単位での接続については、「NTT 東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討」において改めて検討することとしていますが、早期に実現可能となるよう、議論の前倒しを行うべきと考えます。 ● なお、NTT が指摘する OSU 共用を行う上での問題点についてはすべて解決可能と考えます。弊社見解の詳細は別添資料において述べます。 |
| <p>第3章 コロケーションルールの整備</p> | <p>1. 中継ダークファイバの扱い</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 中継ダークファイバにおける不要な回線保留を抑制する仕組みを構築したうえで、必要に応じて WDM 装置を設置していくことに賛同します。 ● 第一種指定電気設備である WDM 装置の設置費用については、光信号中継伝送機能の接続料原価の一部として回収されることが適当であると考えます。 ● なお、不要な回線保留を抑制する仕組みの検討にあたっては、NTT 東西自身も含め、①既存設備に空きが無いか |

| | | |
|--|----------------------|--|
| | | <p>否かの確認、②故障時に切り替え用として NTT 東西が保留している予備芯線の数は適当か否かの検証、③ NTT 東西が将来利用予定として貸し出しを保留している未利用芯線数、及びその利用可否の検証等が行われるべきであると考えます。</p> |
| | <p>2. 局舎スペース等の扱い</p> | <p>ア:コロケーションルールの適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 義務コロケーションの要件として、第一種指定電気通信設備との接続のためにNTT東西の局舎にコロケーションすることが不可欠であることだけでなく、NTT 東西と接続事業者の同等性確保という観点も加える必要があると考えます。このため、「NTT東西が当該ボトルネック設備を利用する場合と同等の条件で接続可能か否かという観点から判断することが適当である。」として、義務コロケーションの適用範囲を拡大している答申(案)に賛同します。なお、この場合において接続事業者が希望するあらゆる設備をコロケーションできるようにすることが重要であると考えます。 ● 一般コロケーションスペースに空きがある場合の取扱いについて、現在、個別協議ベースで運用されていますが、この点についてもルール化に向けた検討が行われることを希望します。 <p>イ:コロケーションリソースの過剰保留の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コロケーションリソースの有効活用という観点から、答申(案)にあるように「接続事業者に速やかに情報提供を行う等の措置を講じ」、情報開示の仕組みの拡大及び整備を図ることは適当と考えます。 ● 一方、コロケーションリソースの過剰保留に対しては、既に6ヶ月ルール等の措置が講じられており、この問題に関して現時点ではこれ以上の対策は必要ないと考えます。 |

| | | |
|--|----------------------------|--|
| | <p>3. 電柱におけるコロケーションルール</p> | <p>ア コロケーションを行うために必要な情報の提供に係るルールの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コロケーションを行うために必要な情報の提供に関するルールとして、情報開示告示を改正し、電柱添架の可否に関する情報、き線点の位置情報及びカバーエリアに関する情報の提供について、接続約款に明記されることが適当とする答申(案)に賛同します。なお、この場合において、上記の情報以外にき線点柱の所有者情報等も併せて提供される必要があると考えます。 <p>イ 電柱の使用条件に係るルールの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電力事業者が所有する電柱(以下、「電力柱」という。)等においては、電柱保有者である電力事業者は既設回線との一束化を基本としているにもかかわらず、既設回線の保有者であるNTT東西(一束化設備保有者)においては、設備の保守・運用上の理由をもとに、事実上一束化を拒否している事例があるため、過度な保守・運用水準の設定による一束化の拒否ができないよう、電柱保有者の定める基準を優先するルールを整備すべきと考えます。 ● このように現在一束化が拒否されている事例があり、NTT東西の規定する相互接続点まで回線を自前で敷設することが困難なケースがあるため、NTT東西との円滑な接続を確保するには、自前回線とNTT回線を柱上で接続するための相互接続点を新たに設置することが必要です。このため、NTT東西において当該相互接続点までの電気通信回線設備を設置することが適当であるとする答申(案)に賛同します。なお、前述の一束化ルールの整備には相当の時間がかかると想定されるため、柱上での相互接続点の実現及び当該接続点までの回線設備をNTT東西が設置するためのルール整備が早急に実施されることを希望します。 |
|--|----------------------------|--|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>ウ 電柱の使用料に係るルールの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT 東西において算定される電柱使用料の水準及び算定根拠が適正なものかを確認するためにも、客観的に検証が必要であると考えます。さらに電力柱の使用料も併せて、電柱使用料全体の適正化が図られるよう、ルール化や検証機関等の整備が必要であると考えます。 ● また、現在添架申請時に事前調査費用の支払いが必要となっていますが、電柱添架の可否を判断する際に必要な情報は電柱所有者が日常管理されている情報の中に含まれるものであり、事前調査に係るコストは前述の電柱使用料の原価に含まれているのではないかと懸念があります。このため、当該事前調査費用の算定根拠についても開示され、接続事業者が負担することの是非も含めて検証されることが必要であると考えます。 ● 新規に電柱使用を申し込む事業者に当該電柱改修費用の全ての負担を求められないようなルール整備も必要であると考えます。これは、そもそも電柱設備が電柱所有者の資産であること及び改修した電柱設備等が申込事業者だけで使用されるものではないためです。例えば、以下の事例については改修費用を広く薄く回収するような使用料の設定を行うことが適当であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 支線共有時における既存支線設備の改修や強度不足による電柱改修等の費用 ➢ 電力設備と離隔不足となっている既存電線の下部に新たに線路設備を設置する場合の離隔不足改修費用 <p>エ 電柱におけるコロケーションルールの適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電柱についてコロケーションルールを適用することが適当とする答申(案)に賛同します。 ● しかしながら、NTT東西が独占的に整備した加入電話サービス用の線路設備(電柱を含む。)を利用してBフレッツ等の競争サービス用設備を構築していることから、「最低限使用する必要のある一又は複数の電柱」だけでなく、 |
|--|--|--|

| | | |
|-----------------------|----------------------|---|
| | | <p>第一種指定電気通信設備と接続するために必要な、相互接続点以降の接続事業者の設備構築に係るその他の電柱についてもコロケーションルールの適用範囲とすることが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、電力柱においても、NTT東西との間における電柱共用ルール等に基づいて、NTT 東西が所有する電柱と同様にコロケーションルールを適用し、接続事業者の運用の同等性を確保することが適当であると考えます。電力柱へのコロケーションルール適用にあたっては、答申(案)にも記載されているとおり「電柱・管路ガイドライン」を改正することにより、同等な運用ルールを整備することが必要であると考えます。 |
| <p>第4章 その他の事項</p> | <p>1. 屋内配線工事の扱い</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 現在、屋内配線工事については、NTT 東西との間においてビジネススペースで運用されていますが、費用負担や運用方法の細部については見直すべき点もあると考えます。よって、NTT 東西からの実施状況報告の内容を踏まえて、ルール化の是非について検討するという答申(案)の内容に賛同します。なお、ルール化が必要と判断された場合には、NTT 東西と接続事業者とのサービス提供に係る同等性を早期に確保するために、ルール化は早急に行われる必要があると考えます。 |
| | <p>2. 回線名義人情報の扱い</p> | <p>ア 回線名義人の確認に係る運用の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 名義人即時回答システムを、接続事業者側で入力した回線名義人情報と NTT 東西の顧客データベースに登録してある回線名義人情報とが一字一句同一でない場合であっても、適切な正誤判定がなされるよう改修することについて賛同します。 ● NTT 東西の管理している回線名義人情報が最新かつ正確なものとして管理されていないという状況を改善するために、NTT 東西において、回線名義人及びその利用者に対してダイレクトメール等を通じて回線名義人情報の更 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>新についてユーザ喚起を実施する等、回線名義人情報の正確性を担保する方策がなされることが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この方策が機能しない場合は、個人情報保護法に配慮したうえで、回線名義人の情報を請求書に明記する等、より実効性の高い措置が図られる必要があるものと考えます。 <p>イ 加入電話サービスの契約関係に変更を加えない場合の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電話重畳型の DSL サービスについては、申込者が必ずしも回線名義人と同一である必要がないため、NTT 東西において契約約款を変更し、申込者の名義が回線名義人と同一でない場合であっても DSL 事業者等からの申込みを可能とすることが適当であるとする答申(案)に賛同します。 ● ただし、当該 DSL サービスの契約者と加入電話サービスの回線名義人が異なる場合の申込方法等の整備にあたっては、該当 DSL サービスの契約者及び DSL 事業者にとって、手続・費用等が過度の負担とならものとする必要であると考えます。 |
| | <p>3. 加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み 手続きの見直し</p> | <p>ア 加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る申込みが接続開始までにキャンセルされた場合の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現状、申し込みからキャンセルの時点までに要した費用(以下、「キャンセル料」とする。)については、基本的に接続料の原価の一部に組み込まれるという仕組みになっているにも関わらず、一部の事業者においてキャンセル料の個別負担を行っていることは問題であると考えます。キャンセルのケースも様々有り、一定の適正なキャンセル料の設定が困難であることを考慮すると、当該費用については全て接続料の原価に組み入れることを統一ルールとすべきと考えます。 |

| | | |
|----------------------|--|---|
| | | <p>イ 加入ダークファイバに係る工事日が長期間確定しない場合の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事日が確定するまでに通常要する期間を超えてもなお工事日の連絡がなされない場合であっても、申し込みの撤回等を実施する前に接続事業者に対して確認を行うことが必要であると考えます。この際、接続事業者より工事日が確定しないことについて正当な理由が提示された場合には、申し込みの撤回等を回避できるよう、柔軟な対応を可能とすべきであると考えます。 ● さらに、当該措置における対応は撤回のみではなく、継続保留のために課金を開始する等、接続事業者に対して複数の選択肢を用意することが適当であると考えます。 ● また、当該措置を実施する場合には、十分な議論を行った上で、予め以下の事項について明確化される必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「工事日を確定するまでに通常要する期間」の明確化 ・ 事前に NTT 東西自身の保留状況を含めた NTT 東西における加入ダークファイバ及び局内光ファイバの利用状況把握をする等、NTT 東西と接続事業者の同等性確保 |
| <p>第5章 接続ルールの見直し</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ● 接続ルールに関する問題の有無や見直しの必要性を適宜把握するために、問題があった場合の申告制度の整備や、少なくとも年一回、パブリックコメントを実施する等の外部検証を実施するプロセスを確立することが適当であると考えます。 ● また、接続ルールに関して早急に見直すべき問題が生じた場合には、適宜対応とする答申(案)の内容に賛同します。 |

別添

「コロケーションルールの見直し等に係る接続 ルールの整備について」答申(案)に関する意見

～分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定について～

平成19年2月26日
ソフトバンクグループ

平成18年11月30日に行われた電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリングにおいてNTT東西から指摘された以下の懸念点①～⑥^(※)に対し、当社の見解を述べます。

(※)平成19年1月26日に意見募集されている「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(案)における『4. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定』で述べられているNTT東西から指摘された懸念点①～③も包含されている。

【懸念点①～⑥】

- ① 自社(NTT東西)のお客様に対するサービス品質を維持することができなくなる
- ② 独自の新サービスを柔軟に提供できなくなる
- ③ Operation System(OPS)の全面更改、サービス制御装置の改造が必要
- ④ Switching HUB(SW)の回線設定の解除が必要→全サービス断
- ⑤ SWの増設が必要
- ⑥ 収容ルータの収容効率が低下し、新たな設備構築が必要となる可能性あり

【NTT東西の見解 ①】

自社のお客様に対するサービス品質を維持することができなくなる

【当社の見解】

NTT東西は設備を共用した場合、NTT東西及び接続事業者の自社ユーザに対するサービス品質の維持に影響を及ぼすという懸念を指摘しています。

このサービス品質の維持に関しては、様々な方法で対処できると考えます。

例えば、接続事業者側のトラヒックを一定に制限する運用ルールを取り決めることや、NTT東西におけるBフレッツユーザの収容ルールを参考に、共用化における事業者間ルールを取り決める等によって、この課題を回避することができると考えます。

このトラヒック制限を接続事業者単位とするか、それともユーザ単位とするか、またトラヒック制限の閾値をどのように設定するか等については、今後の検討等を通じて決められることが適当であると考えます。

【NTT東西の見解 ②】

独自のサービスを柔軟に提供できなくなる

【当社の見解】

NTT東西は、波長多重映像配信サービス等を新サービスの一例とし、装置の取替え等の際に事業者間で都度調整を行うことが新サービスを提供し難くする要因として指摘しています。

しかしながら、現在でも電話回線に重畳しているADSLサービスにおいて、光／メタル収容替え、回線収容替え、ブリッジタップの取り外しや保安器の取替え等に関して事業者間の調整を行った上で、様々な工事を実施しています。

シェアドアクセスの共用化にあたっては、現行のADSLにおけるスキーム(事前に関連事業者へ通知し、調整を行うスキーム)と同等のルールを予め取り決めることで問題を回避することができるものと考えます。

【NTT東西の見解 ③】

OPSの全面更改、サービス制御装置の改造が必要

【当社の見解】

NTT東西は、OPSの全面更改やサービス制御装置の改造を懸念点として指摘しています。

これまでに提供されてきたドライカットパ、ADSL重畳、マイラインについては、当初接続事業者との共用・貸し出しを想定していなかったNTT東西のOPS等のシステムを、必要に応じて更改・改造することで実現してきたものと理解しています。このため、シェアドアクセスの共用化の実現におけるOPSの更改等は特別な問題にはならないものと考えます。

また、例えば、このOPS等の更改・改造に係る費用は、ADSLやマイラインの提供スキームと同様に、適正なコストに基づく接続料等^{※1}を通じて接続事業者も負担することでこの課題を回避することができるものと考えます。

※1 電話重畳型のDSLに係る接続料では、回線管理運営費等により設定されている。

【NTT東西の見解 ④】

SWの回線設定の解除が必要→全サービス断

【当社の見解】

NTT東西は、他事業者との共用を想定した機能をネットワークやOPSで持っていないため、その変更の際にSWの回線設定の解除が必要となり、サービスの中断が生じる等のケースがあることを懸念点として指摘しています。

例えば、NTT東西若しくは他社(ISP等)が波長多重映像配信等の新サービスを提供する際に実施する工事でも、全サービス断となるケースが既に発生していますが、全サービス断となる工事を実施する場合は、ユーザへの影響を可能な限り小さくするよう、深夜や早朝の時間帯に工事を実施することで他社と調整しているものと考えます。

また、ADSLやドライカツパにおける工事等でもユーザの回線サービスが断となるケースが既にあり、現在は契約時点で当該事象に関する説明をユーザに実施することで理解を得ています。

こうした、既にサービス断となる事象への対処を参考に、シェアドアクセスを共用する際にも、同等の運用ルールを予め取り決めておくことで、この課題を回避することができるものと考えます。

【NTT東西の見解 ⑥】

収容ルータの収容効率が低下し、新たな設備構築が必要となる可能性あり

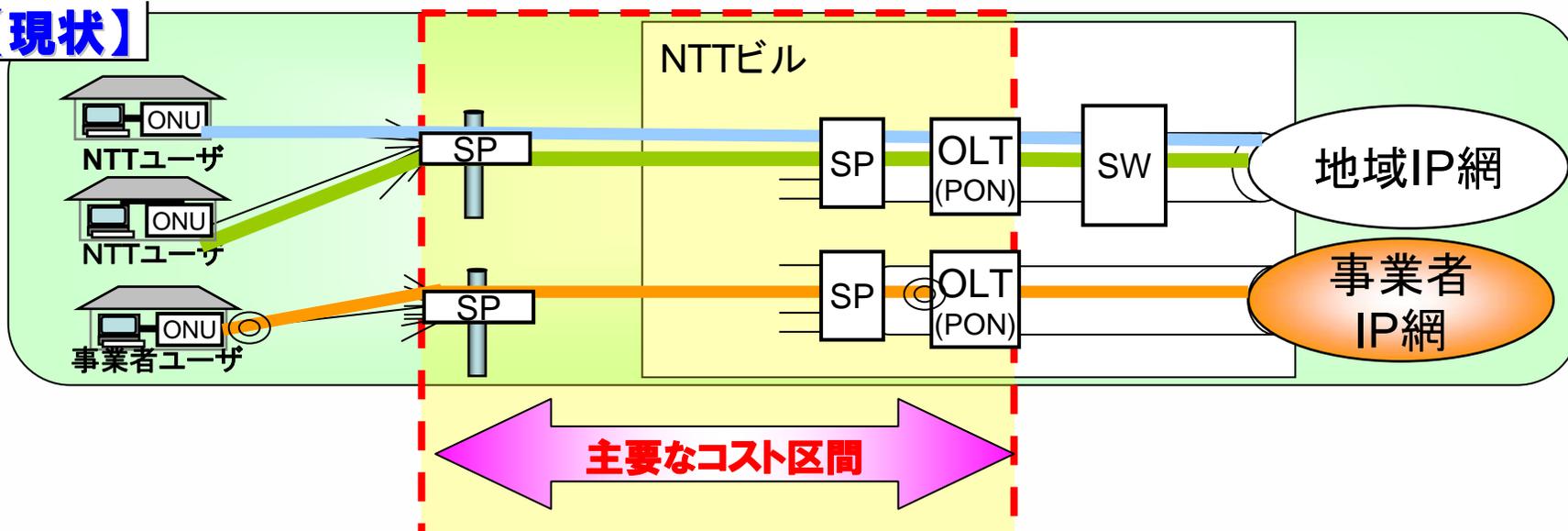
【当社の見解】

NTT東西は、収容ルータにおける収容効率が低下し、新たな設備構築が必要となる可能性があることを懸念点として指摘しています。

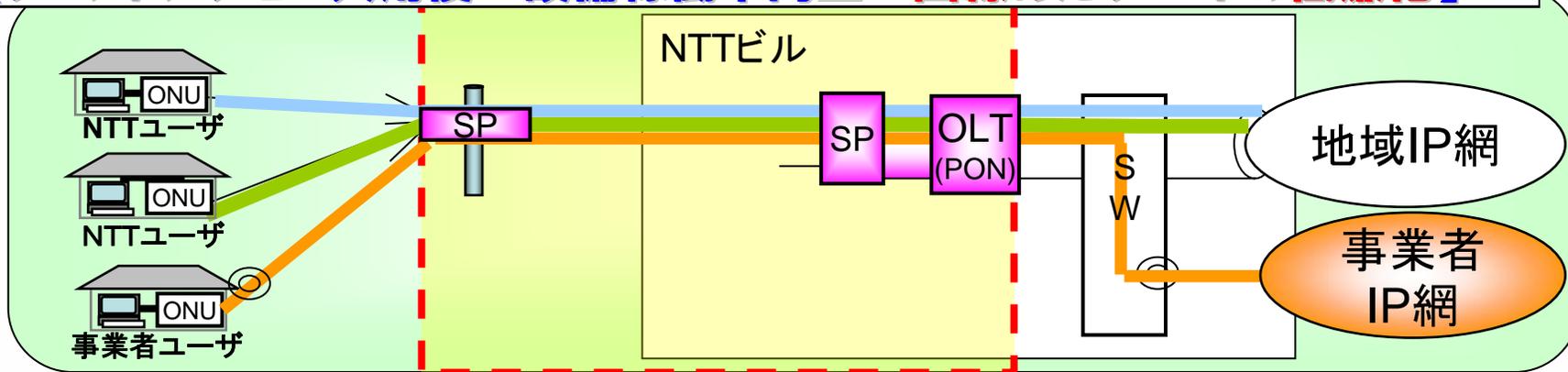
しかしながら、シェアドアクセスの共用化が実現されても、NTT東西の地域IP網を利用するユーザ(Bフレッツユーザ)が減少するものではないことから、NTT東西が指摘する「収容ルータの収容効率」が低下するという懸念点は、シェアドアクセスの共用化には関連しないものと考えます。

また、仮に事業者間競争の進展等に伴い、地域IP網を利用するユーザが減少したとしても、新たな設備構築を行うことなく、収容構成を変更することで「収容ルータ」の収容効率を維持・向上させることは可能であると考えます。

【現状】



【シェアドアクセス共用後→設備稼働率向上→回線あたりコストの低廉化】



- NTT東西の指摘する懸念点①～⑥は、すべて解決する方策があります。
- 主要なコストであるOLT～局外スプリッタの区間での稼働率を向上させることで、回線あたりのコストが大幅に下がり、サービス提供料金も低廉化していくものと考えます。
- 従って、共用化が早期実現するよう、議論の前倒しを行うべきと考えます。